

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)	
地域名 (地域内農業集落名)	武島地域 (大山、小島、北古賀、南笹)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 9 日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

武島地域は、米、麦、大豆を中心に耕作しており、一部WCSも耕作している。地域農業の基幹的担い手は営農組合や認定農業者である。職住一致型の農業経営タイプであるが、若手農業者の数が十分ではなく、オペレーターの高齢化、後継者不足などの課題もある。近年は地元耕作者の不足により入作者が徐々に増えてきている状況である。なお耕作者は223名(平均年齢71歳)である。
武島地域は平成8年～17年にかけて基盤整備が実施されており、市有数の穀倉地帯である。将来の担い手への集積は一定進んでいるが、効率的に地域農業を継続していくため、今後は集約に向けた調整も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業としては、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業の継続であるが、農業収益の確保や市場ニーズの変化などにより、園芸農業の展開も見込まれる。
基盤整備された農地は今後も集積が進んでいくことが想定されるが、将来の耕作者減を見据えると、農地の保土管理の対応を検討するとともに、農作業の効率化や労働力の確保、老朽化した施設等の長寿命化を進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	146.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	146.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

武島地域は、過去に実施された基盤整備により、地域の住宅地と農用地の棲み分けが行われている。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農組合や認定農業者等を中心に集積・集約を進め、農業生産の効率性を高めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業生産の効率化を進めるため、畔の除去など集約に向けた取り組みを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業受委託の動きを進めるとともに、オペレータの確保にも努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カモの被害があるため、今後、対策の検討が必要。
- ③スマート農業に係る補助金制度の動向を見ながら活用を検討する。
- ⑦全ての耕作者が保全管理に取り組むように啓発の在り方を検討する。
- ⑩大雨等で水没する地域があるため、その対応や対策が課題。